

2025年3月31日
三井化学株式会社

従業員への株式インセンティブ制度の導入について

三井化学株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：橋本 修、以下「当社」）は、当社企業価値の持続的な向上並びに従業員のエンゲージメント向上及び資産形成の支援を図るためのインセンティブとして、自己株式を活用した従業員持株会（以下「本持株会」）向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」）を導入することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

■本制度導入の目的・概要

本制度は、当社の従業員に対し、本持株会を通じて特別奨励金を支給することで、従業員の中長期的な資産形成の一助とすることに加え、当社の業績や株価への意識を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進め、企業価値向上へのモチベーションを高めることを目的としています。

本制度においては、本持株会の会員である従業員のうち、本制度に同意する者（以下「対象従業員」）に対して、1名につき150株の当社普通株式を譲渡制限付株式として当社が保有する自己株式の処分により割当てることとしており、その際、①一定期間、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどの条件を設けます。なお、後述の「参考：本制度の仕組み」とおり、対象従業員への株式の割当ては、本持株会を通じて行われます。

■自己株式の処分概要

1. 処分期日	2025年8月20日
2. 処分株数	当社普通株式 1,245,000 株 本制度の適用対象となり得る最大従業員数 8,300 名を対象に、それぞれ 150 株を割り当てるものと仮定の下算定致しました。
3. 処分価額	1株につき 3,490 円 恣意性を排除した金額とするため、本件を決議した取締役会の前営業日である 2025 年 3 月 28 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値としています。
4. 処分総額	4,345,050,000 円 2.において仮定する最大処分株数に 3.の処分価額を乗じて算出した額となります。

